

市税に関する改正の概要

地方税法の改正により、地方税制度の一部が改正されました。市税に関する主な改正内容は次のとおりです。

●市民税(個人の市民税) (市民税の内容はP.13から掲載)

《個人の市民税の定額減税》

令和6年度限り(一部令和7年度※)の措置として個人の住民税の定額による減税(所得割額の特別控除)を実施することになりました。

対象者

前年の合計所得金額が
1,805万円(給与収入2,000万円)以下で
個人市民税所得割の納税義務者

減税額

本人1万円
控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。)
1人につき1万円

減税の実施方法

■給与所得からの特別徴収

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均等にします。

■普通徴収(事業所得者等)

「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除します。

■公的年金からの特別徴収

「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の税額から、順次控除します。

※令和7年度に定額減税を実施する対象者は、本人の合計所得金額が1,000万円超で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の者。

